

平成27年10月26日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第82号の概要

(国民生活基礎調査の変更)

国民生活基礎統計の利活用状況

行政施策上の利用

- **健康増進・疾病対策関連**
健康日本21(第二次)(健康増進法(平成14年法律第103号)第7条の規定に基づき策定)及びがん対策推進基本計画(がん対策基本法(平成18年法律第98号)第9条の規定に基づき策定)における目標値の設定及びその達成状況の評価に利用
- **年金保険制度関連**
社会保障審議会年金部会の検討資料として利用
- **少子・高齢化対策関連**
社会保障審議会少子化対策特別部会及び医療保険部会等の検討資料として利用
- **介護保険制度関連**
社会保障審議会介護給付費分科会及び介護保険部会の検討資料として利用
- **低所得者対策関連**
子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第8条の規定に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」における子どもの貧困に関する指標として利用

他の統計調査への利用

- 厚生労働省が所管する各種統計調査の報告者を抽出するための母集団情報として利用

地方公共団体による利用

- 地方公共団体における住民の健康調査等の実施や統計年報等の作成の際、単位区別世帯名簿及び調査票情報を利用

諮問に係る論点（目次）

- 1 今回の申請における主な変更点
 - 1-1 調査事項の変更（世帯票）
 - 1-2 調査事項の変更（健康票）
- 2 前回答申時の課題への対応
- 3 基本計画との関係

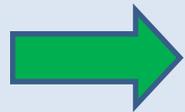
1 - 1 調査事項の変更（世帯票）（1）

【選択肢の追加】

[調査実施者の認識]

近年、障害者支援施設の利用者及びその世帯の高齢化が課題となっており、当該施設に障害者を入所させている世帯への支援方策について検討するため、障害者入所世帯の状況を把握する必要がある。

[変更内容]



現在世帯を離れている者の状況を把握する設問において、従来、社会福祉施設の入所者に包含していた障害者支援施設の入所者を区別して把握する選択肢を新たに追加（大規模調査）（調査票新旧対照表 P.1）

[論点]

把握目的及び利活用の観点からみて、当該選択肢の追加・設定は妥当か。

1 - 1 調査事項の変更（世帯票）（2）

【選択肢の追加】

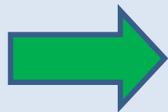
[調査実施者の認識]

近年、障害者の雇用者数は毎年過去最高を更新^(注1)している一方で、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)において定められている企業の法定雇用率(2%)達成割合が約45%(平成26年^(注2))であることを踏まえ、更なる障害者雇用促進施策等について検討するため、障害者の教育状況を把握する必要がある。

(注1) 平成24年：約38万人、25年：約41万人、26年：約43万人

(注2) 平成26年障害者雇用状況の集計結果

[変更内容]



教育の状況(在学中・卒業(最終卒業学校))を把握する設問において、「小学・中学」及び「高校・旧制」に在学中又は卒業した者のうち、「特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は卒業した者を把握するため選択肢を新たに追加(大規模調査・簡易調査共通) (調査票新旧対照表 P.2)

[論点]

把握目的及び利活用の観点からみて、当該選択肢の追加・設定は妥当か。

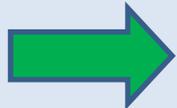
1 - 2 調査事項の変更（健康票）（1）

【設問の追加】

[調査実施者の認識]

「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中短期工程表において、健診受診率に係る成果目標(2020年までに80%)が掲げられたことから、この達成に向けて実効性のある対策を講じるため、受診機会の傾向を把握する必要がある。

[変更内容]



健診等（健康診断、人間ドック等）の受診状況を把握する設問において、どのような機会^(注)に健診等を受診したかを把握する設問を新たに追加

(調査票新旧対照表 P.4)

(注) 市区町村が実施した健診、勤め先等が実施した健診、学校が実施した健診、人間ドック等

[論点]

把握目的及び利活用の観点からみて、当該設問の追加は妥当か、また、選択肢の設定は妥当か。

1 - 2 調査事項の変更（健康票）（2）

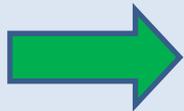
【選択肢の追加】

[調査実施者の認識]

「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)において目標として掲げるがん検診受診率50%が未達成(平成25年^(注))であることを踏まえ、その原因について分析するため、検診の受診機会の実態をより詳細に把握する必要がある。

(注)平成25年国民生活基礎調査の調査結果

[変更内容]



がん検診の受診状況を把握する設問において、受診機会について、従来の「勤め先からの連絡」に加え、「市区町村からの連絡」及び「その他」による受診の状況を把握する選択肢を新たに追加

(調査票新旧対照表 P.5)

[論点]

把握目的及び利活用の観点からみて、当該選択肢の追加・設定は妥当か。

2 前回答申時の課題への対応

前回答申^(注)において、「今後の課題」として、以下の検討課題が指摘されている。

(注) 「諮問第45号の答申 国民生活基礎調査の変更について」(平成25年1月25日付け府統委第7号)

今後の課題

ア 就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し

イ 睡眠に関する調査事項の在り方の検討

ウ 非標本誤差の縮小等に向けた取組

(ア) 非標本誤差の縮小に向けて、調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入、調査時期の統一等の方策の有効性について検証し、その結果を調査に反映

(イ) 中長期的には、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討について引き続き取り組む。



厚生労働省における対応状況について、部会で確認

3 基本計画との関係

基本計画^(注)において、厚生労働省に対し以下の事項が指摘されている。

(注) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)
別表「第2 公的統計の整備に関する事項」部分
項目3(2)「人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備」

基本計画における指摘事項

○ 所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。

⇒ 平成28年調査の企画時期までに結論を得る。

(注) 前回答申において、今後の課題として、所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大の実施に当たり、調査事項の大幅な縮減等、所要の方策の有効性について検証を行うこと等が指摘されている。



厚生労働省における対応状況について、部会で確認